平成２５年（フ）第４６３号
兵庫県姫路市飾磨区上野田３丁目134番地
債務者　冨高建築こと　冨高　善弘
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４６４号
兵庫県姫路市飾磨区上野田３丁目134番地
債務者　冨高やよい
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１１５５号
広島市西区庚午南１丁目２番28―508号
債務者　木原　克二
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１６０号
広島市南区出汐１丁目２番24―303号、申立時の住所広島市東区牛田南１丁目２番21―504号
債務者　藤重　純子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７号
広島市西区井口鈴が台３丁目16番26―303号
債務者　増田　和子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４号
広島県三原市宮浦３丁目14番13号
債務者　池田　裕一
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1381番地　本町団地305号
債務者　前平　理絵（旧姓石岡）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２８０号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺2983番地８
債務者　角田　文男
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４４号
佐賀県佐賀市多布施２丁目14番43号
債務者　伊藤美由紀
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦19番地４　グリーンハイツＢ102号
債務者　金本　冬樹
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４８４号
大分市大字上宗方524番地の３
債務者　中川　　昇
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０２号
北海道小樽市住ノ江２丁目１番22号　サンハイツ103号室
債務者　箕原　武夫
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１０３号
北海道小樽市住ノ江２丁目１番22号　サンハイツ103号室
債務者　箕原眞知子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２０９号
静岡県富士宮市野中1075番地の５　レオネクストＳｈｉｒａｏ104
債務者　生駒　竜大
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１１号
熊本市東区御領３丁目18番37―105号、前住所熊本市東区長嶺東１丁目８番５―401号
八反田団地５棟
債務者　武藤　義行
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６６７号
千葉県柏市青葉台２丁目９番６号
債務者　佐藤　義彦
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６９６号
千葉県松戸市東平賀234番地　平賀橋コーポ201
債務者　小島久仁予
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部